（国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令の一部改正）

第十三条　国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　この政令の施行の日から附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間（次項及び第三項において「経過期間」という。）における附則第二条の規定による改正後の地方住宅供給公社法施行令第二条第一項第二十七号、附則第三条の規定による改正後の地方道路公社法施行令第十条第一項第二十三号、附則第四条の規定による改正後の日本下水道事業団法施行令第七条第一項第二十号及び附則第九条の規定による改正後の地方独立行政法人法施行令第四十条第一項第二十四号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項」とあるのは、「第三十九条第三項」とする。

2　経過期間における附則第五条の規定による改正後の独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令第二十八条第一項第二十五号、附則第六条の規定による改正後の独立行政法人水資源機構法施行令第五十六条第一項第二十四号、附則第七条の規定による改正後の国立大学法人法施行令第二十五条第一項第四十八号、附則第八条の規定による改正後の国立高等専門学校機構法施行令第二条第一項第二十六号、附則第十条の規定による改正後の独立行政法人国立病院機構法施行令第十六条第一項第三十四号、附則第十一条の規定による改正後の独立行政法人都市再生機構法施行令第三十四条第一項第二十七号及び附則第十二条の規定による改正後の高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令第十六条第一項第二十五号の規定の適用については、これらの規定中「第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項」とあるのは、「第三十九条第三項及び第五項」とする。

3　経過期間における前条の規定による改正後の国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令第十四条第一項第九号の規定の適用については、同号中「第五項並びに同法第三十五条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項」とあるのは、「第五項」とする。

（国土交通省組織令の一部改正）

第十五条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第九号中「大深度地下の使用」の下に「並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の規定による所有者不明土地の使用及び収用」を加える。

第六条中第十九号を第二十号とし、第三号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること。

第三十七条第四号中「大深度地下の使用」の下に「並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による所有者不明土地の使用及び収用」を加える。

第七十三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること。

総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
文部科学大臣　柴山　昌彦
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百九号

一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

一般国道の指定区間を指定する政令（昭和三十三年政令第百六十四号）の一部を次のように改正する。

別表二百十八号の項中「延岡市」を「宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市一万三千九百八十三番一から同町大字七折字高野一万三千二十二番一まで及び延岡市」に、「四百二十一番一」に改め、同表三百十七号の項中「五百九十七番まで」を「二万六百二番一まで」に、「五百二十二番二」を「二万五百二十二番二」に改める。

附　則

この政令は、平成三十年十一月十一日から施行する。

国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年十一月九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成三十年十一月十六日とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
法務大臣　山下　貴司
厚生労働大臣　根本　匠
農林水産大臣　**吉川**　貴盛
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭